

第7章 住宅再建・地域復興への動向

令和6年能登半島地震では、住宅の被災者に加えて、電力・上水道・都市ガス等のインフラの被害により、多くの方が避難を余儀なくされた。こうした状況において、被災者・避難者に対しては、早期の応急的な住まいの確保（被災住宅の応急修理や応急仮設住宅等の応急的な住まいの供与）と、生活再建のための恒久的な住まいへの円滑な移行に向けた支援が強く求められる。

このため国土交通省住宅局では、令和6年3月1日に閣議決定された「令和6年能登半島地震に係る被災者の生活と生業支援のパッケージに基づく予備費の使用等」において、「復興まちづくり・住まいの復興に向けた調査等による計画策定支援」として、被災自治体が行う災害公営住宅の供給など住まいの復興計画の策定を支援するための直轄調査を実施することとなった。国総研及び建研は、住宅局からの依頼に基づき、この直轄調査に対する技術的支援を行っている。

そこで本章では、住まいの再建や集落等の地域の復興に関するデータを整理するとともに、技術的支援として実施している内容を中心に、住まいの再建等に係る検討動向を紹介する。

ところで、被害の発生から住まいの再建（恒久的な住まいの確保）に向けては、図7.1のような流れとなることが一般的であるが、必要とされる応急的な住まいの種類や恒久的な住まいの確保にあたっての課題は、被災自治体の実情（人口・世帯や住宅事情、職員マンパワー等）により様々である。

このため本章では、次のような視点・構成で論じることとする。

7.1では、住宅関連データを用いて、被災自治体の人口・世帯や住宅事情等からみた特徴を整理するとともに、被災自治体の住まいの再建に向けたマンパワーとして、建築技師数を整理する。

7.2では、今回の地震の特徴である電力・上水道・都市ガスの被害と復旧時期について整理するとともに、避難者数の推移を整理する。

7.3では、応急的な住まいの確保として、建設型応急住宅や賃貸型応急住宅等の制度的特徴や供与の実態について論じる。

7.4では、恒久的な住まいの確保に向けた支援制度を整理し、住まいの自力再建が難しい者に対する災害公営住宅の供給に向けた検討状況と今後の課題等について論じる。

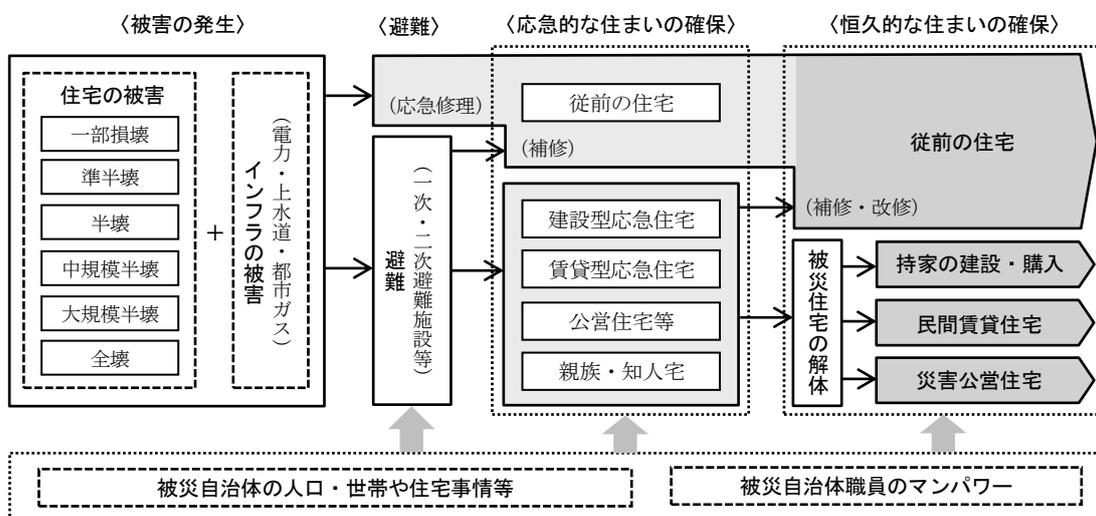


図 7.1 住まいの再建に向けた流れ

なお、本章の内容は、令和6年8月末時点（一部9月当初時点）のデータや検討状況に基づく速報として位置づけられるものである。

〈直轄調査において技術的支援を行っている者一覧〉

長谷川洋	国総研 建築研究部長
藤本秀一	国総研 住宅研究部長
山口 陽	国総研 建築研究部 建築災害対策研究官
坂田昌平	国総研 住宅研究部 住宅情報システム研究官
内海康也	国総研 住宅研究部 主任研究官
牧 奈歩	国総研 住宅研究部 主任研究官
藤井利幸	建研 企画部長（前 住宅・都市研究グループ長）
村上晴信	建研 住宅・都市研究グループ長
米野史健	建研 住宅・都市研究グループ 上席研究員
田村 篤	建研 建築生産研究グループ 主任研究員
渡邊史郎	建研 建築生産研究グループ 主任研究員
北田 透	前 国総研 住宅研究部 住宅情報システム研究官

7.1 住宅関連データ等からみた被災自治体の特徴

7.1.1 住宅関連データからみた被災自治体の特徴

令和6年能登半島地震において被災した市町村のうち、7市6町^{注7.1.1-1)}（輪島市、珠洲市、穴水町、能登町、志賀町、七尾市、中能登町、羽咋市、宝達志水町、かほく市、内灘町、氷見市、新潟市）について、発災の前時点における各市町の人口・住宅ストックに関する特徴について、国勢調査および住宅・土地統計調査データをもとに把握する^{注7.1.1-2)}。

注釈

注7.1.1-1) 国土交通省住宅局が実施する住まい・集落等の復旧に係る検討業務（直轄調査）の対象となる市町。7.4.3を参照。

注7.1.1-2) 本節において用いた統計資料は、令和2年国勢調査、平成27年国勢調査、平成30年住宅・土地統計調査、平成25年住宅・土地統計調査（いずれも総務省）、「日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）である。なお、住宅・土地統計調査においては、統計上の制約から穴水町、宝達志水町のデータが存在しない。

7.1.1.1 被災前時点における人口・世帯の状況

(1) 年齢別人口

令和2（2020）年における各市町の年齢別人口は図7.1.1-1のとおり。七尾市の50,300人が最大であり、被災市町の人口規模は、それほど大きくはない。最小は穴水町の7,890人である。また、年齢別人口の割合は図7.1.1-2のとおり。高齢化率（65歳以上割合）は、内灘町を除く全ての市町で全国平均よりも高い。最も高いのは珠洲市の約51.7%であり、他に輪島市、穴水町、能登町を含む2市2町では、概ね50%程度の値となっている。

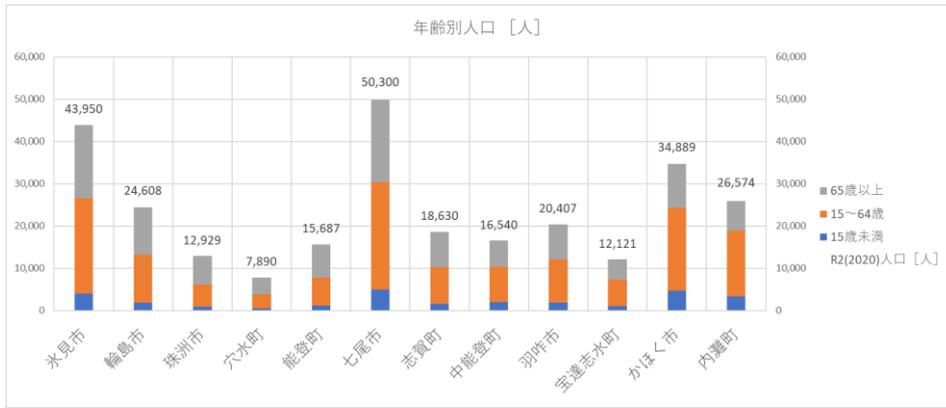


図 7.1.1-1 年齢別人口

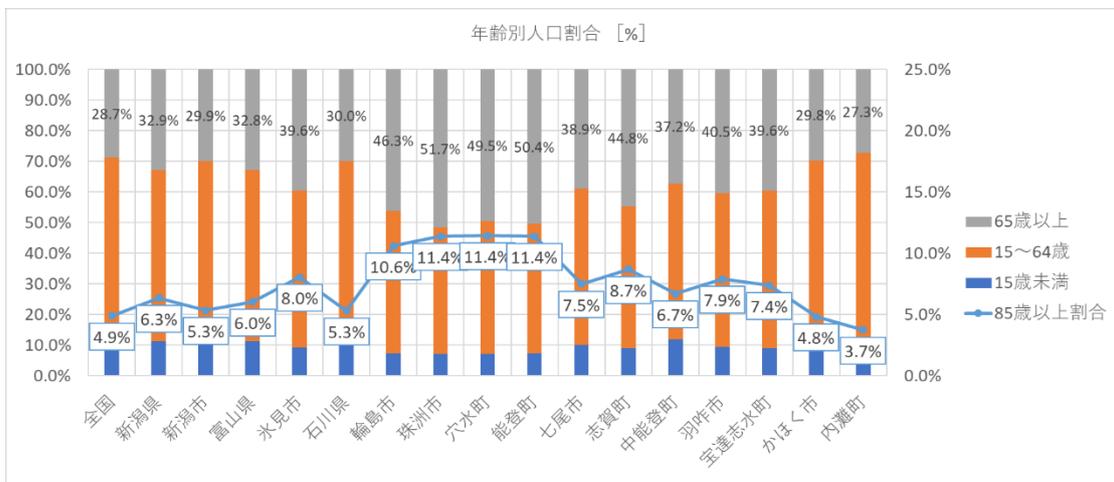


図 7.1.1-2 年齢別人口割合

(2) 人口増減率

平成 27 (2015) 年から令和 2 (2020) 年にかけての人口増減率を見ると (図 7.1.1-3)、かほく市を除く全ての市町で負の値となっており、全国平均よりも減少ペースが早くなっている。このうち、珠洲市、能登町、穴水町、輪島市、氷見市、七尾市、志賀町、宝達志水町は、-10%近い値となっており、人口減少が比較的早いペースで進行する状況にあったことがわかる。



図 7.1.1-3 人口増減率

(3) 世帯増減率

同様に、世帯についても増減率を見ると（図 7.1.1-4）、人口減少に比べ負の値をとる市町は少ない。これは、世帯数の減少が主として世帯分離により緩和されている可能性を示唆している。各市町について、世帯増減率の大小関係は人口とほぼ同様だが、奥能登の 2 市 2 町で世帯減少のペースが特に早い状況にあったと言える。

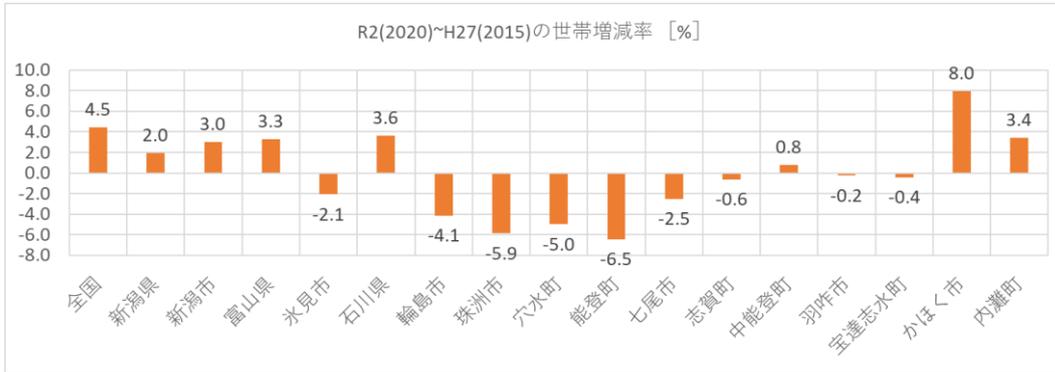


図 7.1.1-4 世帯増減率

(4) 家族型

家族型別の世帯数の割合を見ると（図 7.1.1-5）、大まかには、全国平均に比べ単独世帯の割合がやや低い傾向にある一方で、3 世代世帯を含む「その他の親族世帯」の割合が比較的高いことがわかる。また、「夫 65 歳以上かつ妻 60 歳以上の夫婦のみ世帯」や「65 歳以上単独世帯」の割合も全体として高い傾向にある。特に高齢単身世帯の割合は、珠洲市、能登町、輪島市、志賀町、穴水町で約 20%と高くなっており、住まいの再建においては留意する必要があると考えられる。

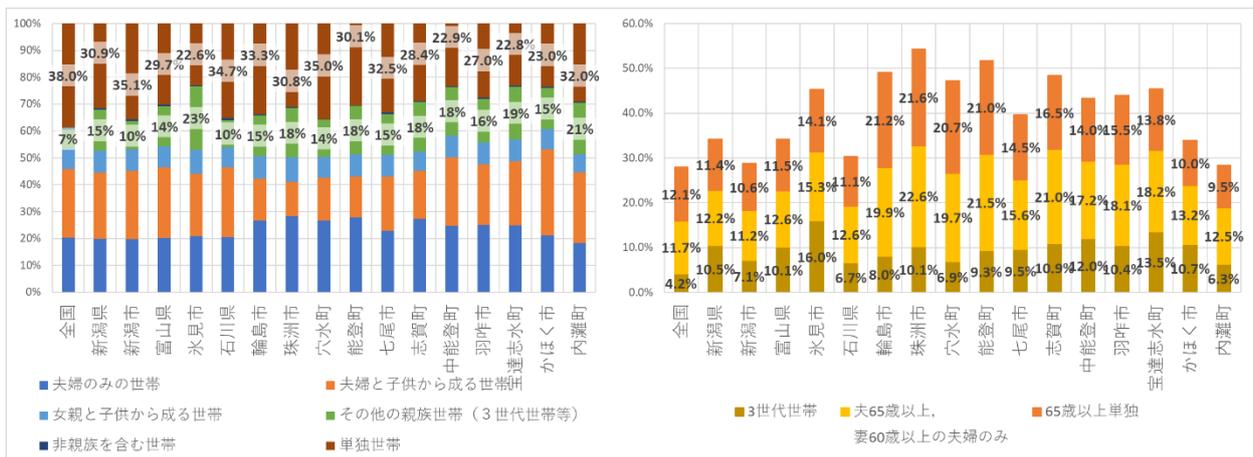


図 7.1.1-5 家族型別世帯割合

(5) 世帯の年間収入

平成 30（2018）年における世帯の年間収入について、市町における年間収入が 200 万円未満となる世帯の割合および 300 万円未満となる世帯の割合を図 7.1.1-6 に示す。これを見ると、全国平均に比較的近い値をとる市町も少なくないものの、珠洲市、能登町、輪島市では、年間収入の低い世帯の割合が全国平均よりも 13%~17%程度大きくなっていることがわかる。世帯の年間収入は、住まいの

再建、特に自力再建に大きく関わってくる要素であることから、これらの市町においては、丁寧に住民意向を把握したうえで、住まいの再建に向けた検討を進めていく必要性が高いと言える。

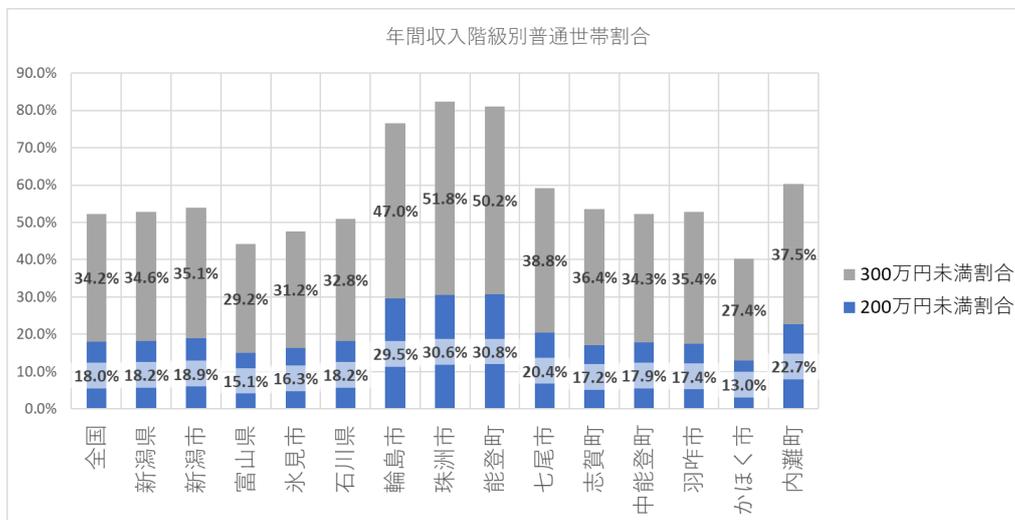


図 7.1.1-6 年間収入別世帯割合

7.1.1.2 被災前時点における住宅ストックの状況

(1) 住宅の所有の関係

住宅の所有の関係別の状況を見ると（図 7.1.1-7）、大半の市町において、持ち家に居住する世帯の割合が特に高いことがわかる。いずれの市町でも全国平均を一定程度上回っており、最も持ち家率の高い宝達志水町と中能登町、氷見市、珠洲市、能登町等では約 9 割となっている。一方、民営借家の割合は低く、被災後すぐに、市町内で賃貸型応急住宅や借上げ公営住宅を確保するのは難しい状況にあったと考えられる。

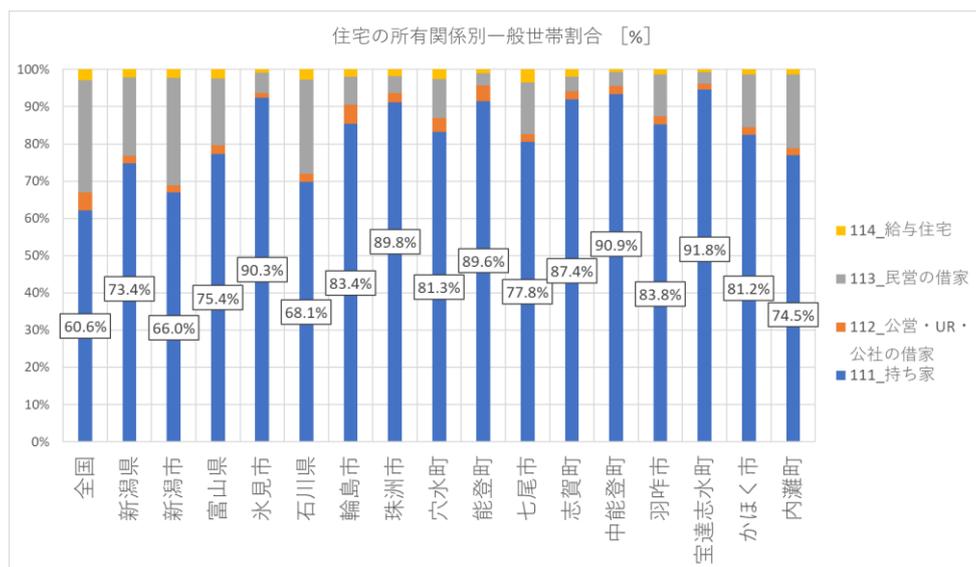


図 7.1.1-7 住宅の所有の関係別世帯割合

(2) 住宅の建て方

住宅の建て方別の状況を見ると（図 7.1.1-8）、どの市町においても、戸建て住宅が占める割合が全国平均を 10% よりも大きく上回っている。特に、珠洲市、中能登町、宝達志水町、能登町、氷見市では 9 割を超える値となっている。

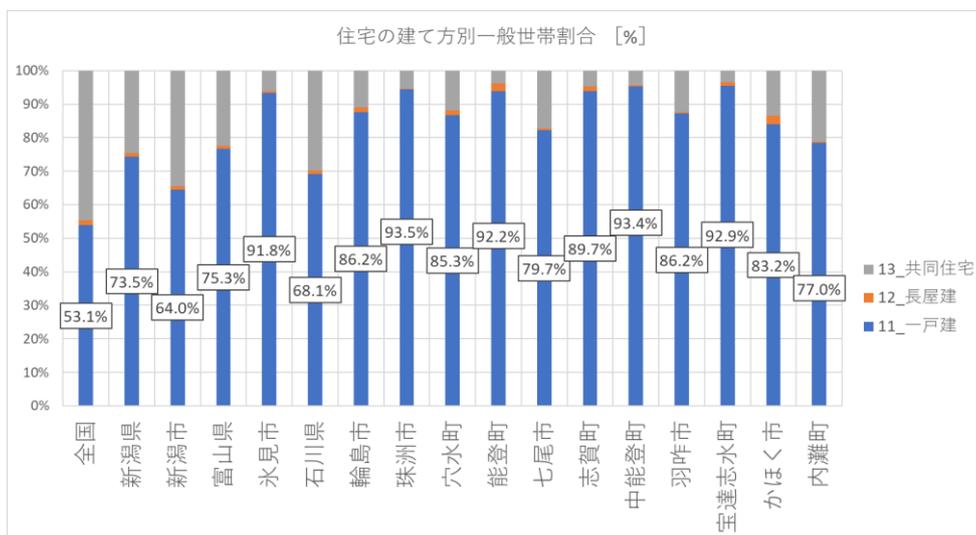


図 7.1.1-8 住宅の建て方別世帯割合

(5) 住宅の建築の時期

住宅の建築の時期別の割合について図 7.1.1-11 に示す。政令市である新潟市を除くと、どの市町においても、築 30 年以上といった比較的古い住宅が多いことがわかる。特に、1980 年以前の住宅が占める割合について見ると、珠洲市では約 64.7%、能登町で約 61.1%、輪島市で約 55.7%、中能登町で約 51.0%と、特に高い値となっている。これは、木造住宅の被害戸数が大きいことの 1 つの要因になっていると考えられる。

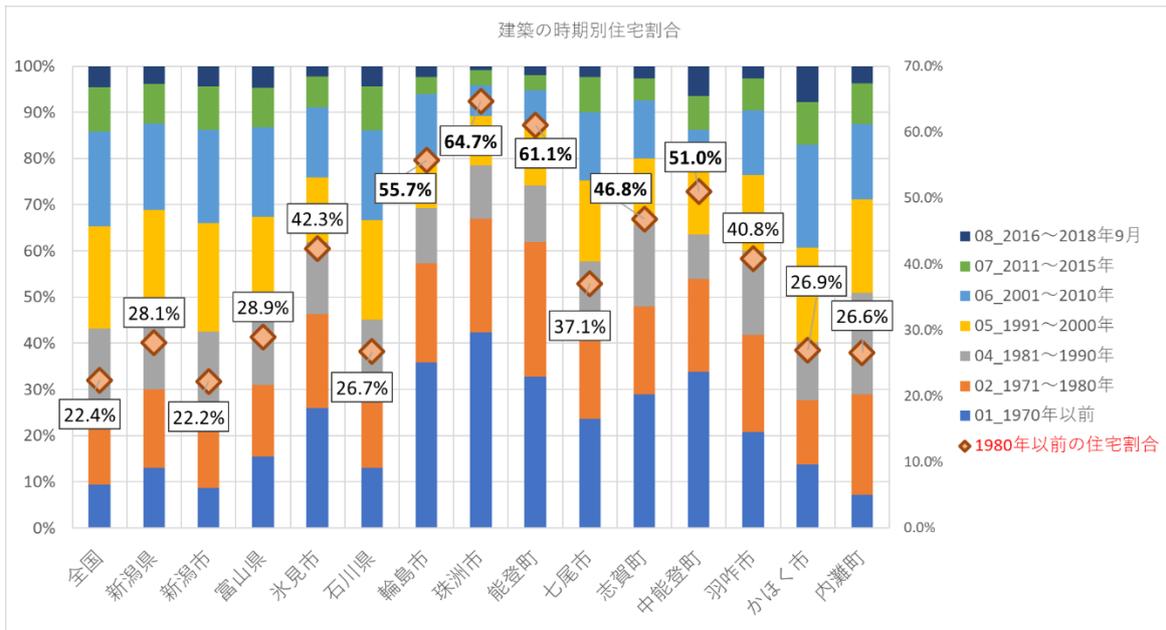


図 7.1.1-11 住宅の建築の時期別住宅割合

ここまでに見てきた図 7.1.1-7～図 7.1.1-11 から考えると、能登半島地震における被災市町においては、大きな傾向として「持ち家」、「戸建て」、「木造」であり、「規模が大きく」、「古い」住宅が多い傾向にあったと考えられる。このことは、今回被害の特徴の一つの要因となっているとともに、今後のまちづくりや住宅供給における復旧・復興に向けて十分に考慮すべき点であると考えられる。

(6) 空き家

空き家の種類別の空き家率について図 7.1.1-12 に示す。多くの市町村で全国平均よりも高い空き家率となっている。かほく市、内灘町では空き家率が比較的低いが、この他の石川県の市町では全国平均よりも 4%～15%程度高くなっている。

また、被災市町では、いわゆるその他空き家が占める割合が高くなっている。その他空き家の総住宅数に対する割合は、全国では約 5.6%であるのに対し、たとえば能登町では約 20.4%、輪島市では約 18.8%、珠洲市で約 17.9%となるなど、相当程度高くなっている。

一方、賃貸用の空き家の割合は新潟市を除きどの市町でも全国値よりも低くなっており、珠洲市や中能登町では 2%を下回っている。このため、応急仮設住宅の整備に際しては、賃貸型応急住宅の形での供給は難しい状況にあったと推察される。

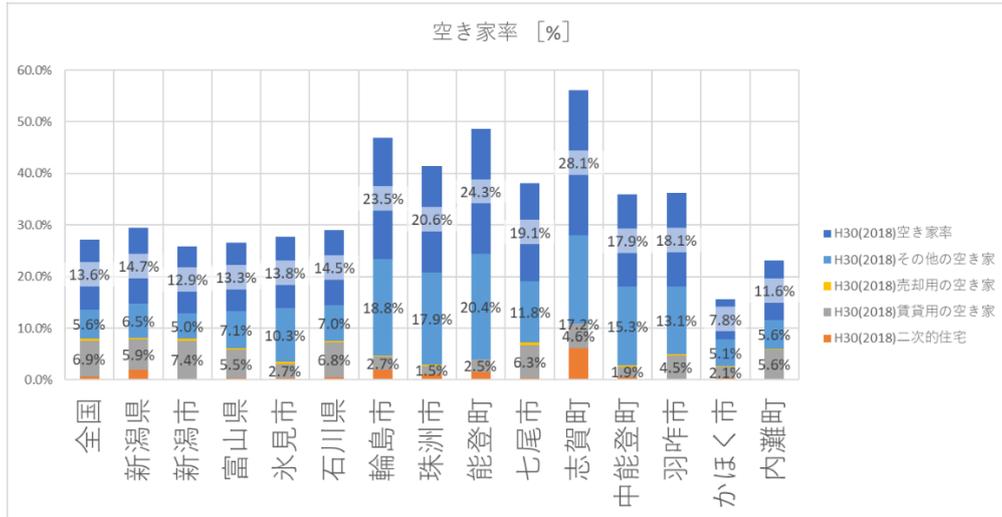


図 7.1.1-12 空き家の種類別空き家率

7.1.1.3 過去の大規模災害における人口・世帯の状況との比較

令和 6 年能登半島地震の被災 7 市 6 町における、被災前時点の人口および世帯の増減傾向について、過去に発生した大規模災害を被災した市町村と比較した結果を図 7.1.1-13 に示す。ここでは、平成 30 年西日本豪雨、平成 28 年熊本地震、平成 23 年東日本大震災を比較対象とした。

これを見ると、今般の能登半島地震の被災市町村において、過去の大規模災害における被災市町村よりも、人口減少および世帯減少がさらに進行している状況が見取れる。たとえば奥能登の 2 市 2 町では、東日本大震災を被災した大槌町よりも人口減少率が 3~5%程度、世帯減少率が 2~4%程度低くなっており、人口減少・世帯減少局面としては、かなり厳しい局面にあると言える。

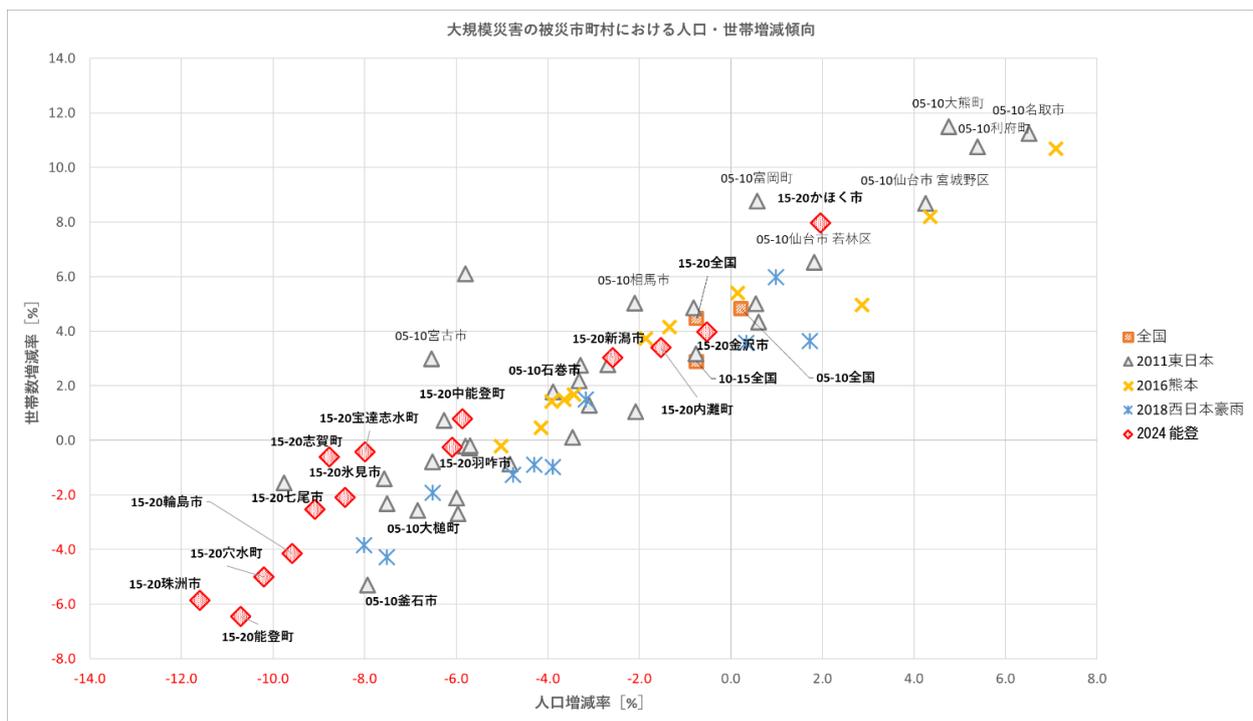


図 7.1.1-13 大規模災害の被災市町村における人口・世帯の増減傾向

東日本大震災においては、全国平均と比べ人口減少が進んでいる地域が多く被災し、住まいの復興に向けた取り組みにおいても、将来的な人口減少・世帯減少にどのように対応すべきかが重要な検討課題となった経緯があるが、能登半島地震においては、さらに厳しい状況から住まいの復興に取り組まなければならないことに十分配慮する必要がある。

7.1.1.4 将来の人口特性

能登半島地震の被災市町における中長期的な将来の人口特性について、国立社会保障・人口問題研究所が公表している「日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）」により把握することができる。これによると、先述のうち新潟市を除く6市6町のうち、2050年人口が2020年人口の5割未満となるのは2市3町、5～6割程度となるのが3市2町、8割程度以上となるのが1市1町となっている。

人口減少のペースが比較的緩やかと推計される市町は、かほく市、内灘町であり、金沢市近郊の市町である。かほく市の人口ピラミッドの推移を見ると（図7.1.1-14）、年齢別人口のピークが高齢化するため高齢化率は向上するものの、年代間の偏りはあまり大きくはならず、比較的安定して推移していくことが見込まれる。

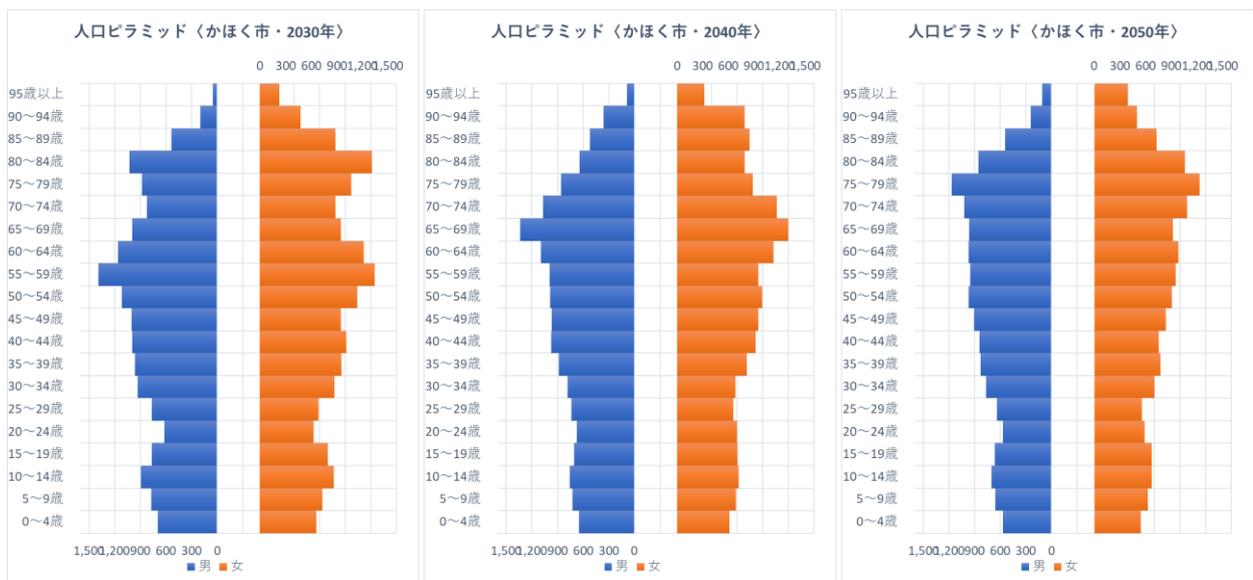


図 7.1.1-14 将来人口の推移（かほく市）

人口が5～6割程度になると推計される市町は、七尾市、羽咋市、宝達志水町、中能登町の中能登地域の市町と氷見市である。このうち七尾市の人口ピラミッドの推移を見てみると（図7.1.1-15）、2030年時点で年齢別人口のピークとなっている80～85歳が減少するとともに、ピークがやや年少側にシフトしている。このほかにも全ての年齢で人口は減少する傾向にある。

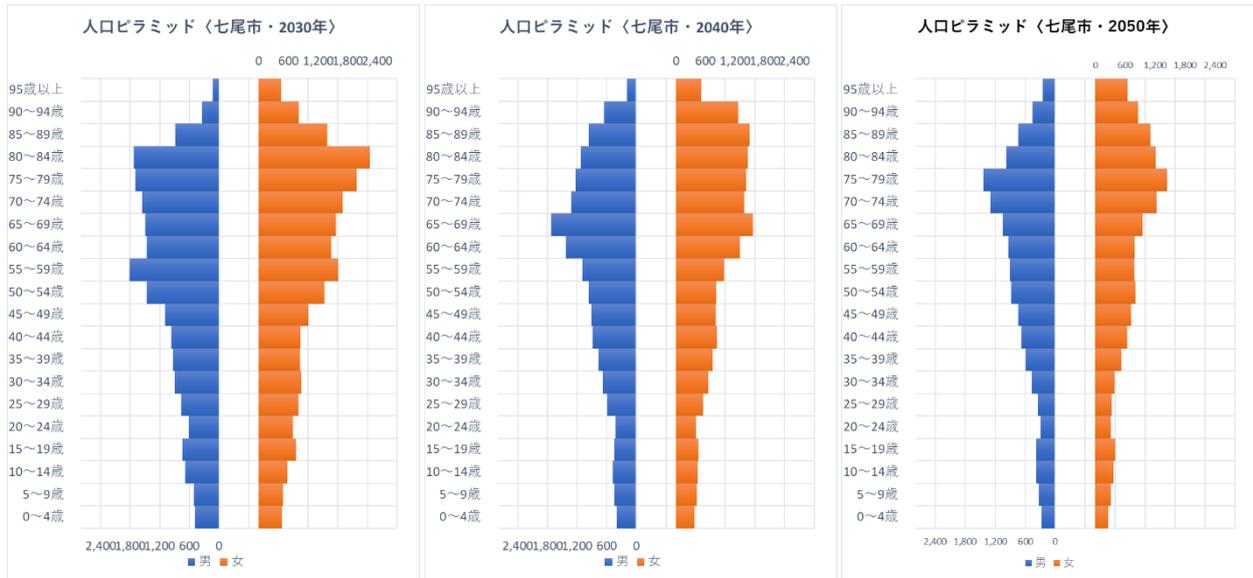


図 7.1.1-15 将来人口の推移（七尾市）

人口が半分以下になると推計される市町は、輪島市、珠洲市、穴水町、能登町、志賀町の奥能登地域の市町である。このうち珠洲市の人口ピラミッドの推移を見てみると（図 7.1.1-16）、人口減少の程度が比較的大きいように見える。2030年の時点で高齢化率が高くなっており、また高齢者人口がピークアウトした後にあっても、若年人口等の増加は見込まれず、2050年にはさらに全体の人口が減少する推計となっている。

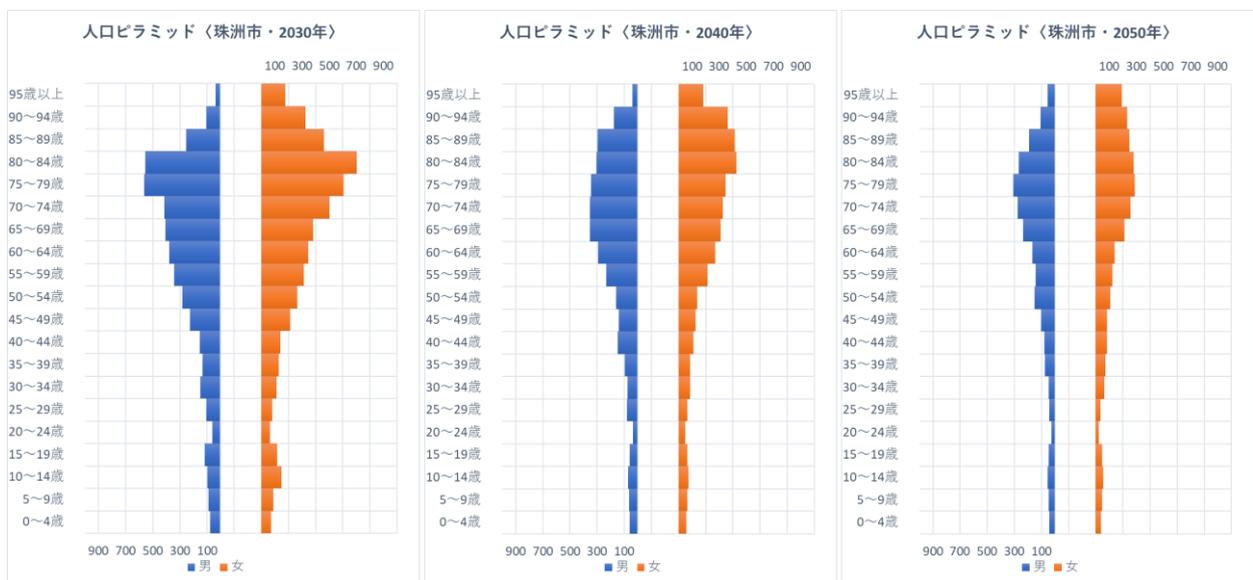


図 7.1.1-16 将来人口の推移（珠洲市）

以上を踏まえると、能登半島地震による被災地においては、人口・世帯および住宅に関する被災前の状況を踏まえるとともに、被災後の状況、とりわけ今後の住民意向を十分に把握したうえで、将来的な住宅需要も見据えつつ、住まいの復興に向けた方策を検討していくべき状況にあると言える。

7.1.2 被災自治体の建築技師数

災害救助法が適用された新潟県、富山県、石川県及び福井県の47自治体における、令和5年4月1日現在の建築技師数を集計したものが表7.1.2-1である。また、自治体属性（市・町村の別及び市の人口規模の別）別に建築技師数を集計したものが表7.1.2-2である。人口規模は「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査（2023年）」による令和5年1月1日現在のものである。

建築技師数は全体では「0人」が最も多く12自治体を占める。以下、「3～4人」（9自治体）、「1～2人」（8自治体）、「5～9人」と「20人以上」（各7自治体）となる。被災自治体の1/4程度は建築技師がおらず、また6割以上は建築技師数5人未満である。自治体属性と建築技師数の関係をみると、町村では「0人」が多い。市では、人口規模が3万人未満では「1～2人」又は「3～4人」、3万人以上5万人未満でも「1～2人」が最も多いが、「5～9人」まで幅広く分布する。5万人以上10万人未満になると「5～9人」が最も多くなり、10万人以上では「10人以上」となる。令和6年能登半島地震の被災市町村の6割以上（30/47自治体）が人口規模5万人未満であるが、これらの小規模自治体では建築技師がいない、又は、非常に少ない状況であることが示される。なお、被災市街地復興特別措置法第21条に規定する住宅被災市町村として9市町（表7.1.2-1の※印付き）が指定されたが、4町は建築技師が0人であり、特に被害規模の大きかった輪島市や珠洲市でも各4人となっている。

表 7.1.2-1 災害救助法が適用された自治体における建築技師数 ^{7.1.2-1}

新潟県 (13市1町)		富山県 (9市3町1村)		石川県 (10市7町)		福井県 (3市)	
新潟市 ※	83	富山市	50	金沢市	69	福井市	48
長岡市	28	高岡市	21	七尾市 ※	6	あわら市	4
三条市	8	氷見市 ※	2	小松市	15	坂井市	7
柏崎市	13	滑川市	4	輪島市 ※	4		
加茂市	2	黒部市	2	珠洲市 ※	4		
見附市	1	砺波市	0	加賀市	15		
燕市	7	小矢部市	2	羽咋市	2		
糸魚川市	3	南砺市	0	かほく市	2		
妙高市	6	射水市	4	白山市	10		
五泉市	3	舟橋村	0	能美市	5		
上越市	29	上市町	3	津幡町	1		
佐渡市	8	立山町	4	内灘町 ※	0		
南魚沼市	0	朝日町	0	志賀町 ※	0		
出雲崎町	0			宝達志水町	0		
				中能登町	0		
				穴水町 ※	0		
				能登町 ※	0		

注) 単位は人。※印の自治体は、被災市街地復興特別措置法第21条に規定する住宅被災市町村

表 7.1.2-2 自治体属性別の建築技師数

自治体属性	0人	1～2人	3～4人	5～9人	10～19人	20人以上	合計
町村	8 (80)		2 (20)				10
市 ～3万人未満	1 (14)	3 (43)	3 (43)				7
市 3～5万人	2 (15)	5 (38)	3 (3)	3 (23)			13
市 5～10万人	1 (13)		1 (13)	4 (50)	2 (25)		8
市 10～20万人					2 (50)	2 (50)	4
市 20万人以上						5 (100)	5
合計	12 (26)	8 (17)	9 (19)	7 (15)	4 (9)	7 (15)	47

注) ()内の数値は、各自体属性の合計に占める割合 (%)

参考文献

7.1.2-1) 「令和5年 地方公共団体定員管理調査結果」(令和6年3月、総務省自治行政局公務員部給与能率推進室)

7.2. インフラ被害の復旧と避難者の推移

7.2.1 電力、上水道、都市ガスの回復状況

(1) 電力の回復状況

令和6年能登半島地震に伴う停電戸数の推移を図7.2.1-1に示す。停電戸数は、1月1日21時時点で約33,300戸であったのが、1週間後の1月8日12時時点では約18,000戸となり、1ヶ月後の2月1日12時時点では約2,300戸となった。2ヶ月後の3月1日12時時点では停電戸数は約570戸になり、3月15日までに「お客さま設備の健全性の確認ができていない場合等を除き、復旧」とされている。

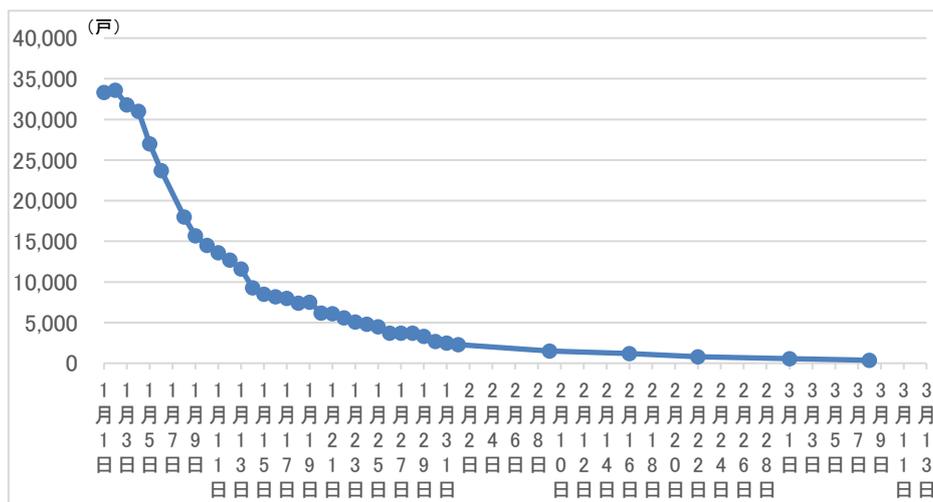


図 7.2.1-1 停電戸数の推移 7.2.1-1

(2) 上水道の回復状況

令和6年能登半島地震に伴う断水戸数の推移を図7.2.1-2に示す。断水戸数は、1月3日14時30分時点で110,801戸以上であった。1ヶ月後の2月1日14時時点では40,890戸となり、2ヶ月後の3月1日14時時点では18,880戸となった。5月28日14時時点で2,030戸となり、5月31日時点において、早期復旧が困難な地区を除いて、断水解消とされている。

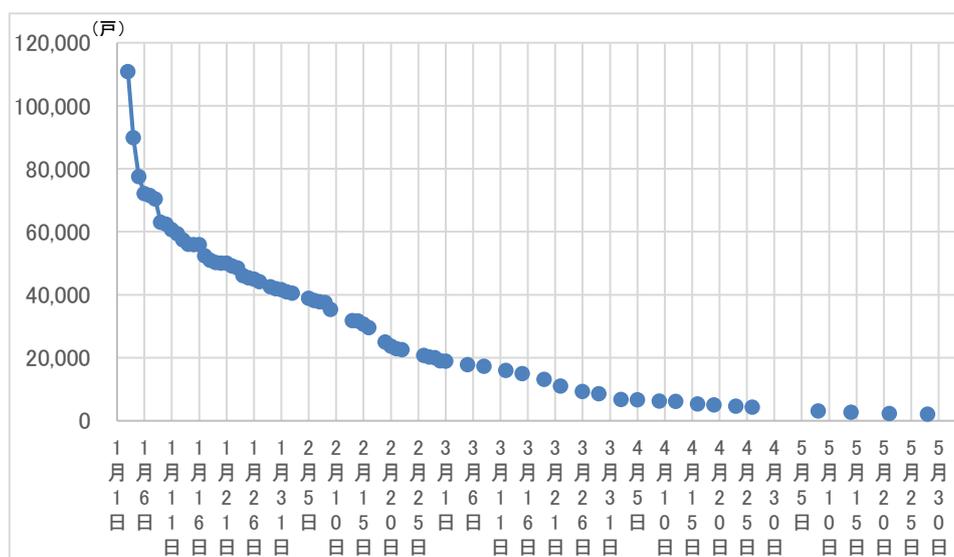


図 7.2.1-2 断水戸数の推移 7.2.1-2

注) 1月3日は110,801戸以上とあるのを110,801戸として、1月4日は89,795戸以上となるのを89,795戸として作成。

(3) 都市ガスの回復状況

都市ガスについては、導管被害により 148 戸の供給支障が生じたが、1 月 4 日中に全て供給を再開した 7.2.1-3。

参考文献

- 7.2.1-1) 北陸電力公表資料「停電状況および電力設備の被害状況」
https://www.rikuden.co.jp/nw_press/saigai.html
- 7.2.1-2) 厚生労働省公表資料「石川県能登地方を震源とする地震による被害状況等について」及び国土交通省公表資料「令和 6 年能登半島地震における被害と対応について」
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_37198.html
https://www.mlit.go.jp/saigai/saigai_240401_3.html
- 7.2.1-3) 「令和 6 年能登半島地震の対応状況等について（2024 年 3 月 11 日経済産業省産業保安グループガス安全室）」
https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/hoan_shohi/gas_anzen/pdf/030_04_00.pdf

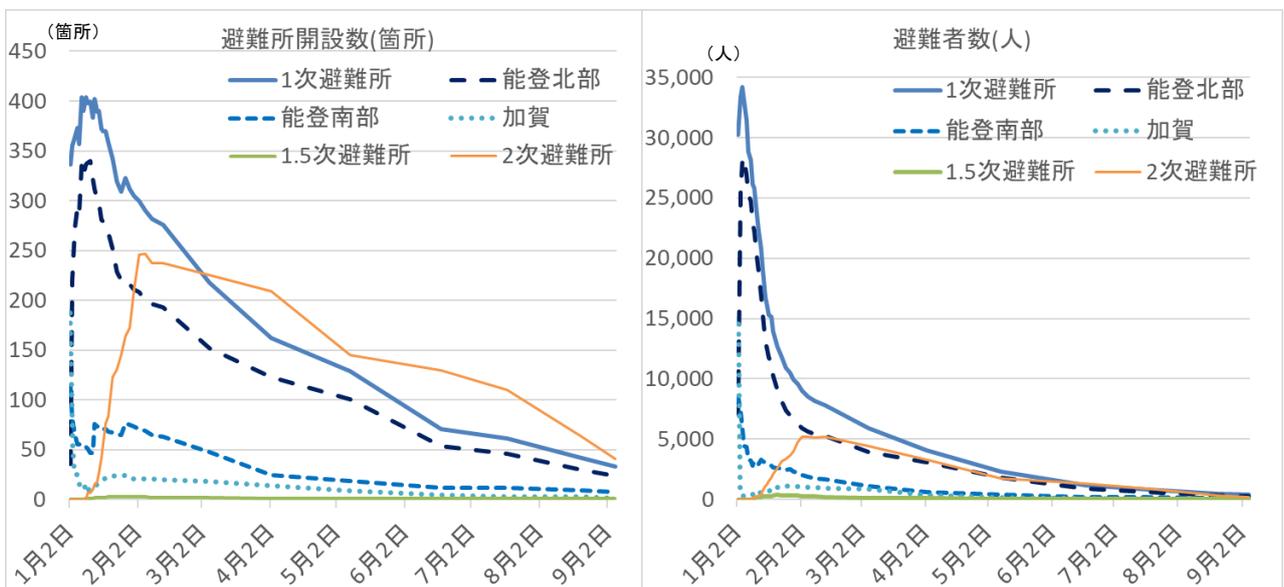
7.2.2 避難者数

(1) 石川県の避難所開設数と避難者数

石川県における避難所開設数と避難者数を図 7.2.2-1 と 7.2.2-2 に示す。1 次避難所については、内訳を能登北部、能登南部、加賀に分けて示す。県の被害報告を基にしており、広域避難所は 1 次避難所に含めて集計した 7.2.2-1。

これによると、県内の 1 次避難所は、1 月 4 日朝に最大の避難者数 34,173 人に達し、1 月初めの避難所開設数は最大 400 カ所を超えた。なお、加賀地方では一時的に 1.4 万人を超える避難者がいたが、急激に減少している。1 月 8 日に石川総合スポーツセンターメインアリーナが 1.5 次避難所として開設された。翌 9 日には、環境の整ったホテル・旅館等への 2 次避難施設へ移動するための受付窓口が開設され、最大 5,275 人（2 月 16 日）が 2 次避難所に避難した。

8 月末までに順次 1 次避難所は閉鎖され、9 月 5 日時点で、珠洲市、輪島市、志賀町、七尾市の 4 市町において開設されており、広域避難所を合わせて 33 カ所、避難者数 371 人に、また、1.5 次避難所は 1 カ所 12 人、2 次避難所は 41 カ所 213 人となっている。



(2) 富山県の避難所開設数と避難者数

富山県の1次避難所は最大で417カ所開設された。津波警報の影響もあり、避難者は一時的に約15,000人に達した。その後、高岡市、氷見市、射水市などを中心に避難所開設が継続され、1月3日の朝には43カ所490人となり、1月26日にすべて閉鎖された。7.2.2-2

(3) 新潟県の避難所開設数と避難者数

新潟県の1次避難所についても、当日夜にかけての津波避難のために、各市町村が把握している最大数は、開設912カ所、避難者数38,025人にのぼる。その後、新潟市を中心に避難所開設が継続され、1月3日の午後には9カ所32人となり、4月にはすべて閉鎖された。7.2.2-3

参考文献

7.2.2-1) 「被害報告」資料（石川県 HP）

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/saigai/202401jishin-taisakuhonbu.html#higai>

7.2.2-2) 「災害対策本部会議」資料及び「復旧・復興本部員会議」資料（富山県 HP）

<https://www.pref.toyama.jp/documents/38084/dai4kaisaigaitaisaku.pdf>

<https://www.pref.toyama.jp/documents/39844/dai3kaifukkyuufukkou.pdf>

7.2.2-3) 「災害対策本部会議」資料及び「令和6年能登半島地震を踏まえた防災対策検討会」資料（新潟県 HP）

<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/kikitaisaku/240101notojishin-higai-to40.html>

https://www.pref.niigata.lg.jp/uploaded/life/691138_2087596_misc.pdf

7.3 応急仮設住宅の供与

住宅被災者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない者に対して、災害救助法第4条第1項の規定に基づき、応急的な住まいが供与されている。災害発生後に緊急に建設して供与する「建設型応急住宅」、民間賃貸住宅を借り上げて供与する「賃貸型応急住宅」が中心であるが、公営住宅等の空室の提供なども行われている。

応急仮設住宅の供与の対象者は、①住宅が全壊、全焼又は流失し、居住する住宅がない者、②半壊（「中規模半壊」、「大規模半壊」を含む。）であっても、住宅として再利用できず、やむを得ず解体を行う者となる。ただし、被害の特に大きかった石川県では、③二次災害等により住宅が被害を受けるおそれがある、ライフライン（水道、電気、ガス、道路等）が途絶している、地滑り等により避難指示等を受けているなど、長期にわたり自らの住宅に居住できないと市町長が認める者、④住宅の応急修理制度を利用する者のうち、修理に要する期間が1か月を超えると見込まれる者（半壊以上の被害を受け、他の住まいの確保が困難な者に限る。）なども対象とされている。

7.3.1 建設型応急住宅の供与

災害救助法が適用された被災4県のうち石川県内において建設型応急住宅が供与されている。

応急仮設住宅の供与期間は、建設型応急住宅の場合は完成した日から原則2年以内（災害時に借家・公営住宅に居住していた者は完成した日から1年以内。応急修理制度を併用する場合は発災日から原則6か月以内）であるが、恒久的な住まいの確保などの個々の事情を勘案し、適宜、供与期間の延長等の判断が行われる可能性がある。

(1) 建設型応急住宅のタイプ

建設型応急住宅は県により建設されるが、被災者及び市町の意向を踏まえたうえで、各市町の用地の状況、応急仮設住宅の供給能力、優先度等を勘案し、①従来型（プレハブ・トレーラーハウス等）、②木造・まちづくり型、③木造・ふるさと回帰型の3種類が供給されている（写真 7.3.1）。



従来型・プレハブ（内灘町内）



従来型・トレーラーハウス（志賀町内）



木造・まちづくり型（輪島市内）



木造・ふるさと回帰型（穴水町内）

写真 7.3.1 建設型応急住宅のタイプ

①従来型は、提供期間終了後は撤去することを原則とし、学校のグラウンドや公園等の公有地に杭を木杭とした長屋型のプレハブ、トレーラーハウス等の移動式の応急仮設住宅を整備するものである。②と③はいずれも、提供期間終了後は市町営住宅（単独住宅）として長期的に活用することを見据えて、RC 基礎の木造応急仮設住宅として建設するものである。両者の違いは、②まちづくり型は、里山里海景観に配慮した新たなまちを整備することを目的に、市街地や市街地近郊のまとまった空地等に長屋型で一定戸数の団地として建設する方式である。これに対し、③ふるさと回帰型は、賃貸型応急住宅等で生活する被災者がふるさとに回帰することを目的とし、被災前の集落内の空地等に戸建風で建設する方式である。土地は市町への寄付が基本であり、土地選定や土地所有者との合意のため、入居までに時間を要する一方、将来にわたり被災前の集落等に住み続けることができるメリットがある。

(2) 進捗状況

令和 6 年 8 月 27 日現在の市町別の建設型応急住宅の進捗状況は表 7.3.1-1 に示すとおりである。

能登地域を中心に 4 市 6 町で合計 6,772 戸（181 団地）の建設に着手しており、うち 5,925 戸（151 団地）が完成し、被災者に供与されている。自治体別には、輪島市と珠洲市での建設戸数が突出して多く、輪島市 2,897 戸（52 団地）、珠洲市 1,608 戸（49 団地）である。以下、七尾市 575 戸（16 団地）、能登町 571 戸（18 団地）、穴水町 532 戸（20 団地）、志賀町 393 戸（11 団地）と続く。

タイプ別の着工戸数は、従来型が 5,150 戸（138 団地）で約 76%と 3/4 以上を占める。まちづくり型は 1,589 戸（36 団地）、約 23%であり、うち 1,102 戸が輪島市で着工されている。ふるさと回帰型は令和 6 年 8 月 27 日現在、33 戸（4 団地）で、穴水町の 6 戸が完成している。

こうした建設着手戸数及び竣工戸数の推移をみると、図 7.3.1-1 に示すとおり、令和 6 年 1 月 12 日より着工が始まり、1 月 31 日に最初の 18 戸が完成し、現在に至っている。

表 7.3.1-1 建設型応急住宅の進捗状況（令和 6 年 8 月 27 日現在） 7.3.1-1

	着工								竣工							
	従来型		まちづくり型		ふるさと回帰型		合計		従来型		まちづくり型		ふるさと回帰型		合計	
	戸数	団地	戸数	団地	戸数	団地	戸数	団地	戸数	団地	戸数	団地	戸数	団地	戸数	団地
七尾市	575	16					575	16	526	14					526	14
輪島市	1,795	35	1,102	17			2,897	52	1,795	35	956	14			2,751	49
珠洲市	1,317	35	288	13	3	1	1,608	49	975	26	176	8	0	0	1,151	34
羽咋市	67	2					67	2	67	2					67	2
内灘町	75	5			20	1	95	6	75	5			0	0	75	5
宝達志水町					4	1	4	1					0	0	0	0
志賀町	216	6	177	5			393	11	216	6	16	1			232	7
中能登町	30	3					30	3	20	2					20	2
穴水町	504	18	22	1	6	1	532	20	504	18	22	1	6	1	532	20
能登町	571	18					571	18	571	18					571	18
合計	5,150	138	1,589	36	33	4	6,772	181	4,749	126	1,170	24	6	1	5,925	151

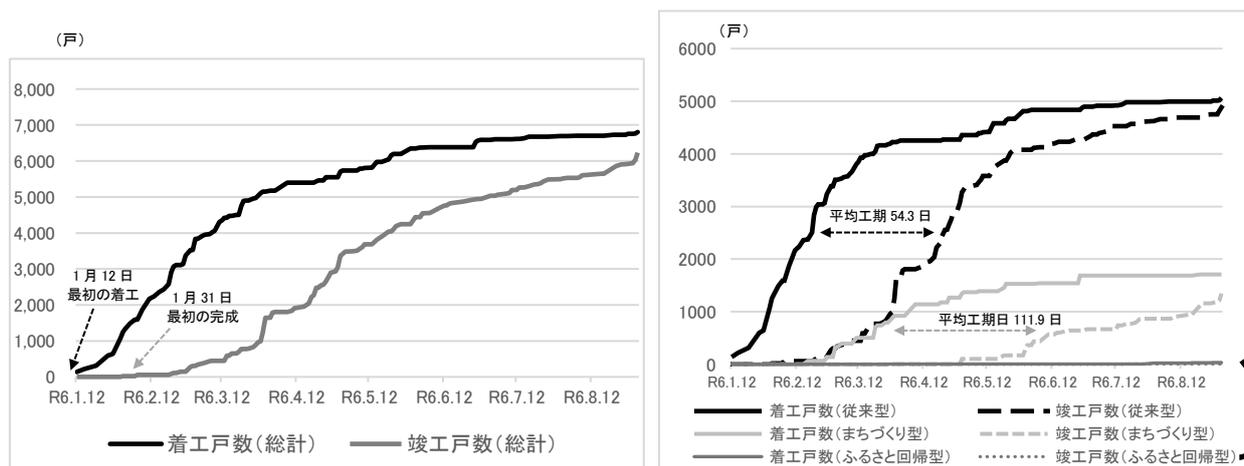


図 7.3.1-1 建設着手戸数及び竣工戸数の推移 7.3.1-1 図 7.3.1-2 タイプ別の着手・竣工戸数の推移 7.3.1-1

また、図 7.3.1-2 は、タイプ別の建設着手戸数及び竣工戸数の推移を示したものである。従来型は 1 月 12 日に最初の着工が行われ、3 月前半にかけて着工数が大幅に増加し、5 月前半に大半が完成している。まちづくり型は 2 月 17 日に最初の着工があり、5 月前半にかけて着工数が緩やかに増加している。ふるさと回帰型の最初の着工は 3 月 27 日である。なお、各タイプの平均工期は、従来型が最も短く 54.3 日であり、まちづくり型は 111.9 日で従来型の約 2 倍となる。ふるさと回帰型は（1 団地の実績ではあるが）112.0 日でまちづくり型とほぼ同じである。

このように、各タイプの建設段階をみると、第一段階として、公有地に①従来型で迅速な供給が行われ、第二段階として、まちづくりや集落再生の観点からみた適地に②木造・まちづくり型、③木造・ふるさと回帰型が供給されるのが一般的といえる。このため、表 7.3.1-1 において完成率が低かった自治体は、第二段階として供給される、②木造・まちづくり型、③木造・ふるさと回帰型の割合が相対的に高い自治体を中心であるといえる。

(3) 生産体制

建設型応急住宅は、表 7.3.1-2 に示すとおり、県と各関係団体との「災害時における応急仮設住宅の建設に関する基本協定」に基づき供給されている。(一社)プレハブ建築協会は、早期の建設型応急住宅の提供に向けて全 47 都道府県と応急仮設住宅建設協定を締結しており、石川県とは平成 7 年 3 月 24 日に協定を締結していた。これに加えて、被災直後の 1 月 4 日に (一社) 日本ムービングハウス協会と協定が締結され、その後も順次各団体が石川県と協定を結び、2 月末までに様々な団体 (以下「協定団体」という。) が各タイプの応急仮設住宅を供給する体制が整備された。

表 7.3.1-2 石川県と各建築関係団体との
応急仮設住宅の建設に関する基本協定 7.3.1-2

団体名	締結日
(一社)プレハブ建築協会(プレ協)	平成 7 年 3 月 24 日
(一社)日本ムービングハウス協会(MH)	令和 6 年 1 月 4 日
(一社)日本 RV・トレーラーハウス(TH)	令和 6 年 1 月 18 日
(一社)石川県木造住宅協会(木住協)	令和 6 年 1 月 18 日
(一社)全国木造建設事業協会(全木協)	令和 6 年 1 月 18 日
(一社)日本ログハウス協会(LH)	令和 6 年 2 月 16 日
(一社)石川県建団連(建団連)	令和 6 年 2 月 16 日
(一社)日本モバイル建築協会(M 建協)	令和 6 年 2 月 29 日
(一社)日本木造住宅産業協会	令和 6 年 2 月 29 日

(4) 住戸の仕様及び団地計画

建設型応急住宅のタイプは様々であるが、住戸の仕様にはタイプ別に差異はない。いずれのタイプも、住戸規模は世帯人数に応じて 20 m² (1~2 人用)、30 m² (2~4 人用)、40 m² (4 人以上) で、温熱環境の寒冷地仕様 (断熱材、窓は断熱サッシ等) やバリアフリー (玄関前スロープを設置、部屋間の段差解消・手すり設置) 等に配慮されている。

また、団地計画に関しては、20 戸以上 50 戸未満の団地には、40 m²程度の談話室を 1 ヶ所、50 戸以上の団地には、90 m²程度の集会所を 1 ヶ所設置することが基本とされている。

参考文献

7.3.1-1) 「応急仮設住宅の進捗状況 (令和 6 年 8 月 27 日現在)」(石川県 HP)

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kenju/saigai/r6oukyuukasetsujuutaku.html>

7.3.1-2) 「民間との災害応援協定の締結状況 (令和 6 年 4 月 1 日現在)」(石川県 HP 資料)

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/bousai/documents/20240401kyouteitiran.pdf>

7.3.2 賃貸型応急住宅の供与

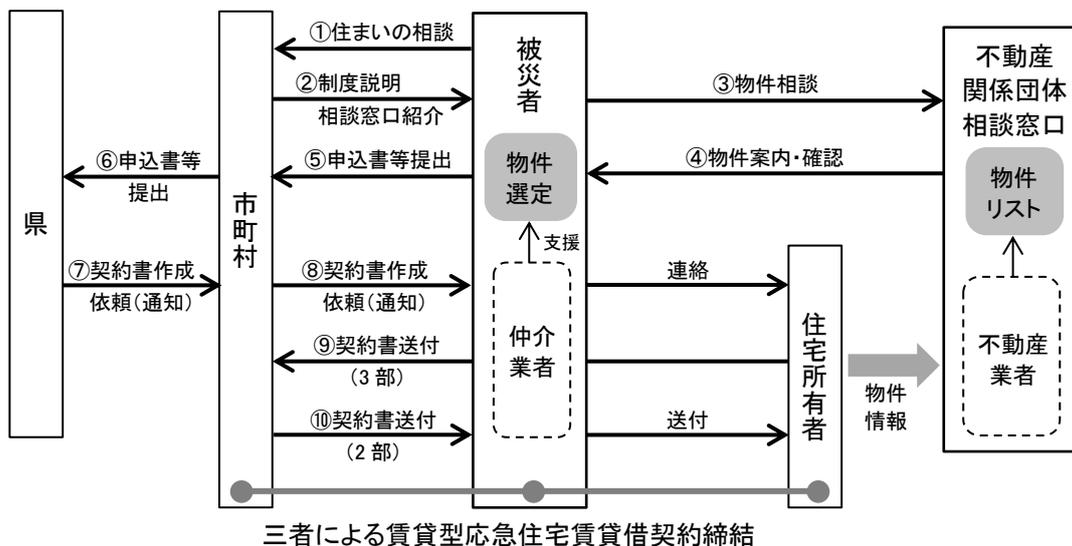
(1) 賃貸型応急住宅の制度概要

民間賃貸住宅を借り上げて応急仮設住宅として供与する事業を進めるため、国土交通省では発災直後から 1 月 2 日にかけて不動産 (賃貸) 関係団体に協力要請を行い、災害救助法が適用された被災 4 県のうち、新潟県、富山県、石川県で賃貸型応急住宅の供与が行われている (石川県及び富山県では 1 月 5 日より、新潟県では 1 月 17 日より受付開始)。また、国土交通省では、1 月 9 日より賃貸型応急住宅の供与に係る問合せ先等を省 HP において提供している。

賃貸型応急住宅の供与の手順は図 7.3.2 に示すとおりである。市町村を通じて紹介された不動産団体相談窓口等で物件の案内を受けるなどして、被災者が自ら物件を選定して市町村に申し込み、県か

らの契約書作成依頼の通知後に市町村（借主）・貸主及び被災者（入居者）の三者による契約を締結するのが基本形となる。なお、被災者が不動産事業者等を通じて貸主と二者契約を締結して入居後に賃貸型応急住宅制度の申し込み手続きを行い、市町村を含めた三者契約に切り替えることも可能である。

なお、今般の令和6年能登半島地震の被災県で採用されている契約方式は、市町村が借主となっている点が特徴であり、県が借主となっていた東日本大震災（岩手県・宮城県・福島県）や熊本地震（熊本県）の場合とは制度運用が異なっている。



三者による賃貸型応急住宅賃貸借契約締結

図 7.3.2 賃貸型応急住宅の供与の手順 7.3.2-1

注) 新潟県、富山県、石川県のHP情報(参考文献7.3.2-1)から共通的な制度として整理したものである。

(2) 対象住宅の条件

賃貸型応急住宅の対象となる住宅の条件は、①1ヶ月あたり家賃額が所定の金額以下であるもの（所定額を超過するものは認められず、超過分を個人負担することも不可）、②貸主から同意を得ているもの、③不動産事業者（仲介業者）が斡旋したもの、④耐震性が確保されているもの（原則昭和56年6月1日以降に建設されたもの）とされている。このうち、①の対象住宅の家賃額は、各県が地域の実情（実勢家賃）等を踏まえて定めるものとなっているため、各県の家賃上限額を比較したものが表7.3.2-1である。家賃上限額は入居世帯の世帯人数に応じて設定されるとともに、新潟県では新潟市で、石川県では金沢市・野々市市でそれぞれ県内の他地域よりも高い上限額が設定されている。また、石川県では、6名以上の大家族世帯の場合は2戸の賃貸型応急住宅に入居可能とされている。

表 7.3.2-1 賃貸型応急住宅の制度対象の家賃上限額 7.3.2-1

世帯人数	新潟県		富山県	石川県	
	新潟市	左記以外 県内	県内	金沢市・ 野々市市	左記以外 県内
1名	6.5万円	6万円	4.5万円	6万円	6万円
2名			6万円	8万円	
3~4名	8.5万円	8万円	7万円	10万円	8万円
5名以上	13万円	10万円	8.5万円	12万円	11万円

(3) 入居決定戸数

賃貸型応急住宅の供与実績に関して、石川県内における入居決定戸数の推移を示したものが表 7.3.2-2 である。入居決定戸数は受付開始から 2 ヶ月後の 3 月 5 日時点で 1,925 戸であり、その後着実に増加し、直近の 8 月 20 日時点では 4,327 戸となっている。

表 7.3.2-2 石川県内における賃貸型応急住宅の入居決定戸数の推移 7.3.2-2

時点(令和 6 年)	3 月 5 日	4 月 11 日	5 月 23 日	6 月 20 日	7 月 16 日	8 月 20 日
入居決定戸数(戸)	1,925	3,011	3,769	4,047	4,182	4,327

参考文献

- 7.3.2-1) 「令和 6 年能登半島地震により被災された方に民間賃貸住宅を借上げて提供します」
(新潟県 HP) <https://www.pref.niigata.lg.jp/site/jutaku/chintaigata.html>
「令和 6 年能登半島地震により被災された方への賃貸型応急住宅の一時提供について」
(富山県 HP)
https://www.pref.toyama.jp/1507/kurashi/seikatsu/sumai/tinntaigataoukyuu_notohanntou.html
「賃貸型応急住宅の供与について (みなし仮設住宅)」
(石川県 HP) <https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kenju/chintaigata.html>
- 7.3.2-2) 「令和 6 年能登半島地震における被害と対応 (まとめ) (令和 6 年 3 月～8 月)」
(国土交通省 HP) https://www.mlit.go.jp/saigai/saigai_240101.html

7.3.3 公営住宅等の提供

一時的な住まいとして、公営住宅、UR 賃貸住宅、国家公務員宿舎の空室の提供も行われている。

(1) 公営住宅の提供

公営住宅の確保戸数及び入居決定戸数の推移は表 7.3.3 のとおりである。国土交通省では、令和 6 年 1 月 4 日に都道府県・政令市に公営住宅の空室提供の協力要請を行い、翌 1 月 5 日には 8 自治体において約 380 戸の提供可能戸数を確認し、1 月 10 日には即入居が可能な状態の住戸を全都道府県において約 6,500 戸が確保された。直近の 8 月 20 日時点の確保戸数は全都道府県において約 9,500 戸であり、このうち入居決定戸数は約 990 戸である。石川県内での入居決定戸数は 507 戸であり、全入居決定戸数の 51%と過半数を占める。なお、石川県内から近隣県に転居する場合の提供可能戸数として、新潟県内に約 1,000 戸、富山県内に 1,500 戸、福井県内に 1,200 戸が確保されている。

表 7.3.3 公営住宅の確保戸数及び入居決定戸数の推移 7.3.3-1

時点	確保	入居決定	時点	確保	入居決定
1 月 5 日	380 (8 自治体)		2 月 2 日	9,000 (全都道府県)	540
1 月 6 日	600 (19 自治体)		3 月 5 日	9,300 (全都道府県)	720 (354)
1 月 7 日	630 (30 自治体)		4 月 11 日	9,300 (全都道府県)	860 (417)
1 月 8 日	1,200 (約 40 自治体)		5 月 23 日	9,400 (全都道府県)	900 (448)
1 月 9 日	1,600 (約 60 自治体)		6 月 20 日	9,500 (全都道府県)	940 (476)
1 月 10 日	6,500 (全都道府県)		7 月 16 日	9,500 (全都道府県)	970 (494)
1 月 20 日	8,300 (全都道府県)	300	8 月 20 日	9,500 (全都道府県)	990 (507)

注) () 内の数値は、石川県内での入居決定戸数。なお、石川県内での入居決定戸数以外の戸数はすべて約の戸数である。

(2) UR 賃貸住宅の提供

都市再生機構（UR）では、高齢者の生活相談等を行う「生活支援アドバイザー」を配置した UR 賃貸住宅 300 戸の提供を行っている 7.3.3-2)。提供される住宅の所在地（戸数内訳）は、東京都 30 戸、千葉県 10 戸、埼玉県 20 戸、愛知県 50 戸、大阪府 110 戸、京都府 10 戸、奈良県 40 戸、兵庫県 20 戸、福岡県 10 戸となっている。

(3) 国家公務員宿舎の提供

国家公務員宿舎も、令和 6 年 8 月 20 日時点で、石川県内において 139 戸が確保されている 7.3.3-1)。

参考文献

- 7.3.3-1) 「令和 6 年能登半島地震における被害と対応について」及び「能登半島地震における被害と対応（まとめ）」(国土交通省 HP)
https://www.mlit.go.jp/saigai/saigai_240101.html
- 7.3.3-2) 「令和 6 年能登半島地震による被災者への「生活支援アドバイザー」を配置した UR 賃貸住宅の提供について(令和 6 年 1 月 16 日(令和 6 年 6 月 24 日更新))」(都市再生機構 HP)
https://www.ur-net.go.jp/emg/saigai/v8klms0000007f1u-att/ur2024_press_0624_noto.pdf

7.4 住宅復旧に向けた取り組み

令和 6 年能登半島地震における住まいの復興に際しては、被害の程度や応急仮設住宅の供給や被災住宅の応急修理、住宅再建のための給付・融資制度、災害公営住宅の供給等の各種支援制度が用意されている。支援制度は、その目的や用途、支援を行う主体等が様々であり、住まいの復興に向けては、被災世帯ごとに、住宅の被害の程度や再建の意向等を踏まえた上で支援制度を選択・利用していくことが望ましい。本節では、その概要と現在までの動きについて述べる。主な支援制度については表 7.4.1 のとおりである。

表 7.4.1 住宅復興に向けた主な支援制度

制度名	支援の目的	支援の種類	制度の対象 住家の被害の程度						
			全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊	液状化宅地等
公費解体	解体・撤去	給付	○	○	○	○	-	-	-
公費解体(費用償還制度)	解体・撤去	給付	○	○	○	○	-	-	-
被災者生活再建支援金	建設・購入、補修、賃借	給付	○	○	○	○	△※1	-	-
生活福祉資金貸付	補修	貸付	○	○	○	○	○	○	-
母子父子寡婦福祉資金	建設・購入、補修、移転	貸付	○	○	○	○	○	○	-
地域福祉推進支援臨時特例給付金	建設・購入	給付	○	○	○	○	-	-	-
	賃借	給付	○	○	○	○	-	-	-
災害復興住宅融資	建設・購入	貸付 (住宅金融 支援機構)	○	○	○	○	-	-	-
	建設・購入 <高齢者向け返済特例>		○	○	○	○	-	-	-
	補修 補修 <高齢者向け返済特例>		○	○	○	○	○	○	-
自宅再建利子助成事業給付金	建設・購入	給付	○	○	○	○	-	-	-
被災者住宅応急修理制度	応急修理	給付	○	○	○	○	○	-	-
被災宅地等復旧支援事業	宅地等の復旧	給付	-	-	-	-	-	-	○
住宅耐震化促進事業	耐震改修	給付	○	○	○	○	○	○	-

※1: 支援の対象に含まれるかは市町村により異なる。

7.4.1 被災住宅の解体に対する支援

被災住宅の解体に関する支援制度として次がある。

(1) 公費解体

災害発生時に被災した家屋等の解体・撤去は、原則として、所有者の責任によって行うこととなる。しかし、災害による被害が甚大である場合、生活環境保全上の支障の除去、二次災害の防止及び被災者の生活再建支援を図り、被災地の迅速な復旧を図るための措置として、市町村が所有者に代わって家屋等の解体・撤去を行う、いわゆる公費解体がある。また、所有者が費用を負担して解体・撤去をした場合に、遡って費用を償還する費用償還制度もある。なお、制度の趣旨から、応急修理制度との併用は不可である。

一般の能登半島地震は特定非常災害に指定されていることから、り災証明書または被災証明書により、全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊と判定された建物が対象となっている。石川県における被災建物の公費解体の状況は、申請 28,200 棟、着手棟数 10,149 棟、完了棟数 3,396 棟となっている（令和 6 年 8 月 31 日現在）^{7.4.1-2}。

参考文献

7.4.1-1) 「公費解体・撤去マニュアル（第 5 版）」（令和 6 年 6 月）環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室

http://kouikishori.env.go.jp/archive/r06_shinsai/efforts/

7.4.1-2) 「市町別公費解体の状況（令和 6 年 8 月末）について」（令和 6 年 8 月 31 日現在）（石川県 HP）

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/haitai/kouhikaitai.html>

7.4.2 住まいの自力再建に対する支援

7.4.2.1 共通的な支援制度

持家の購入・建設、被災住宅の補修、民間賃貸住宅への入居など、住まいの自力再建に対する共通的な支援制度として次がある。

(1) 被災者生活再建支援制度（建設・購入、補修、賃借）

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的として、被災者生活再建支援金を支給するもの。支給される額は、住宅の被害の程度、世帯の人数、住宅の再建方法等により異なる。

対象は、居住する住宅が全壊、大規模半壊、中規模半壊の被害を受けた世帯が支援（基礎支援金+加算支援金）であり、能登半島地震においては、石川県、富山県、新潟県の 3 県 64 市町村で制度の適用がある。これに加え、県、市町が上乘せする形で、より手厚い支援を行っている。具体的には、石川県と富山県は独自に、住宅が半壊の被害を受けた世帯を対象として支援を行っている。また、石川県では 10 市町（七尾市、小松市、加賀市、羽咋市、かほく市、津幡町、内灘町、宝達志水町、中能登町、穴水町）、富山県では 2 市（氷見市、射水市）が独自に追加の支援を行っている。

(2) 生活福祉資金貸付（住宅補修費・災害援護費）

災害により被害を受けた低所得世帯・高齢者世帯・障がい者世帯等に対し、住宅の補修や災害を受けたことにより臨時に必要な経費について、資金の貸付を支援する制度。住宅の補修のほか、新住居への転居費用等についても支援の対象となる。

(3) 母子父子寡婦福祉資金（災害時特例措置：住宅資金・転宅資金）

母子・父子世帯等に対して、災害により被害を受けた住宅の建設・購入、補修や、新規住宅への移転等に必要な経費の貸付を行うものである。

(4) 地域福祉推進支援臨時特例給付金（住宅再建・民賃入居）

石川県の能登地域 6 市町（七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町、能登町）については、住宅が半壊以上の被害を受けた高齢者のいる世帯や障害者のいる世帯等に対し、当該市町内での住宅再建等を支援するため、住宅の建設や購入、家財等の購入等のための支援制度が設けられている。

参考文献

7.4.2-1) 「被災者生活再建支援法の概要」（内閣府 HP）

<https://www.bousai.go.jp/taisaku/seikatsusaiken/shiensya.html>

7.4.2-2) 「被災者生活再建支援制度に係る支援額一覧（法適用後の市町村）」（新潟県 HP）

<https://www.pref.niigata.lg.jp/site/bosai/ното-seikatusaikennsien-zenkentekiyo.html>

7.4.2-3) 「令和 6 年能登半島地震による被災者支援パッケージ」（富山県 HP）

https://www.pref.toyama.jp/1900/bousaianzen/ното_jishin_shien.html

7.4.2-4) 「令和 6 年(2024 年)能登半島地震における被災者生活再建支援金について」（石川県 HP）

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/saigai/hisaisyasaikenshienkin.html>

7.4.2-5) 「支援金の支給額」（氷見市 HP）

<https://www.city.himi.toyama.jp/material/files/group/15/kaiseishikyugaku.pdf>

7.4.2-6) 「被災者生活再建支援金のご案内」（射水市 HP）

<https://www.city.imizu.toyama.jp/event-topics/svTopiDtl.aspx?servno=28014>

7.4.2-7) 「生活福祉資金貸付制度・臨時特例つなぎ資金貸付制度について」（石川県 HP）

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kousei/seikatsufukushi/seikatsufukushi.html>

7.4.2-8) 「ひとり親支援制度に係る災害特例等について」（石川県 HP）

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kosodate/hitorioya/hitorioya.html>

7.4.2-9) 「令和 6 年(2024 年)能登半島地震に係る石川県地域福祉推進支援臨時特例給付金について」（石川県 HP）

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/saigai/aratanakyuuhukin.html>

7.4.2.2 持家の購入・建設や被災住宅の補修に対する支援制度

持家の購入・建設や被災住宅の補修に対しては、7.4.2.1 のほか、次の支援制度がある。

(1) 共通的な支援制度

持家の購入・建設、被災住宅の補修、民間賃貸住宅への入居など、住まいの自力再建に対する共通的な支援制度として次がある。

(1)-1 住宅金融支援機構の災害住宅融資

住宅金融支援機構が行う、災害により被災した方が住宅を建設または購入するための資金や被災した住宅の補修する資金に対する低利融資である。対象は罹災証明により全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊と判定された住家であり、融資を受けようとする者が 60 歳以上であれば、高齢者向け返済特例の適用も可能である。

(1)-2 自宅再建利子助成事業給付金

県内で居住するために住宅を建設・購入、又は補修するために金融機関等から融資を受けた場合、借入額に係る利子の支払額の全部又は一部について助成をする制度である。対象は住宅被害（半壊以上の被害、住宅の敷地に被害が生じ、やむを得ず解体した等）を受けた、一定の世帯年収等の条件を満たす者である。

(2) 補修に対する支援

補修に対しては、(1)に示した支援制度に加えて、次の支援制度がある。

(2)-1 被災者住宅応急修理制度

準半壊以上の被害が発生した世帯を対象として、被災した住宅の応急的な修理について、市町村が必要最小限度の修理を行う制度である。能登半島地震においては、石川県の 17 市町、富山県の 13 市町村、新潟県の 14 市町、福井県の 3 市の 4 県 47 市町村において利用が可能な支援制度である。このうち新潟県では、県独自に建物の被害の程度に応じた追加支援制度を設けている。

(2)-2 住宅・建築物安全ストック形成事業（住宅・建築物耐震改修事業）

住宅・建築物の耐震性等の向上に資する取組みに対する支援制度であり、耐震診断および耐震改修工事に対する補助が支給される。被災して所要の耐震性を失った住宅・建築物も支援の対象となるが、県・市町により、上限額や建替え工事を補助の対象とするかどうか等の条件は異なる。

(2)-3 その他の支援

その他の支援として、相談窓口の設置や、リフォーム事業者等の情報提供がある。

(3) 液状化被害を受けた宅地の復旧・液状化対策や住宅の傾斜修復等への支援

能登半島地震では石川・福井・富山・新潟の計 32 市町村で 2,000 か所以上の液状化被害が観測されており、宅地の変形、住宅の沈下・傾斜、埋設管の破損等が生じている。また、地盤が水平方向に大きく変位する側方流動も発生した地域もあり、道路や下水道といったインフラの原状復帰に合わせた宅地の復旧や、土地境界線のずれに伴う変更手続きが必要な事例が見受けられる。

液状化被害を受けた宅地の復旧・液状化対策や住宅の修復に対しては、(1)、(2) に示した支援制度に加えて、次の支援制度がある。

(3)-1 被災宅地等復旧支援事業、宅地液状化等復旧支援事業、液状化被災宅地等復旧支援事業

県・市町により設けられた制度であり、所有者等の実施する被災した擁壁・地盤等の原形復旧工事、地盤改良工事等を補助対象としている。

(3)-2 宅地耐震化推進事業（宅地液状化防止事業）

大地震時等における宅地の被害を防止するため、宅地等の安全性把握のための調査及び防止対策を推進する事業であり、再度の液状化災害の発生を抑制するため、道路・下水道等の公共施設と隣接宅地等との一体的な液状化対策を支援対象としている。

(3)-3 住宅・建築物安全ストック形成事業（住宅・建築物耐震改修事業）

液化化被害により、所要の耐震性を失った住宅・建築物が支援の対象となり、耐震改修工事を行うために必要となる傾斜修復も支援対象となりうる。市町の被災状況に応じて、本事業と市町の独自事業を組み合わせた支援も行われており、例えば氷見市では、耐震改修の条件において、住宅の基礎補強のみならず、沈下・傾斜対策工事を行った場合も対象に含まれる。一方、穴水町で耐震改修や建替えに加えて住宅の傾斜修復工事（ジャッキアップ工事）に対して補助金を交付している。

(3)-4 その他

液化化による被害を受けた建物・宅地の安全性確保を図るためには、建物の耐震化のみならず、地盤の改良を一体的に行うことも必要となり、場合によっては、土地区画整理事業等の面的整備も検討することが考えられる。市町においては、その被災状況を踏まえ、関係する事業の適切な連携による被災エリア一体となった総合的な取り組みも視野に、宅地・住宅の安全の確保に向けた検討が進められている。

参考文献

7.4.2-10) 「融資・金融商品のご案内」（住宅金融支援機構 HP）

<https://www.jhf.go.jp/loan/index.html>

7.4.2-11) 「自宅再建利子助成事業給付金」（石川県 HP）

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kenju/saigai/r6rishijosei.html>

7.4.2-12) 「富山県自宅再建利子助成事業」（富山県 HP）

<https://www.pref.toyama.jp/1507/kurashi/seikatsu/sumai/kj00001921/rishijojsei.html>

7.4.2-13) 「新潟市災害被災者住宅復興資金貸付金利子補給事業」（新潟市 HP）

<https://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/jyutaku/kenchiku/juutakusoudan/2024notorishi.html>

7.4.2-14) 「被災住宅の応急修理について」（新潟県 HP）

<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/bosaikikaku/20240109oukyuusyuuuri.html>

7.4.2-15) 「住宅の応急修理（日常生活に必要な最小限度の部分の修理）について」（富山県 HP）

<https://www.pref.toyama.jp/1200/bousaianzen/saigai/20240103.html>

7.4.2-16) 「住宅の緊急の修理」制度について」（石川県 HP）

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kenju/saigai/r6kinkyuusyuuuri.html>

7.4.2-17) 「被災宅地等復旧支援事業」（石川県 HP）

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kenju/saigai/r6hisaitakuti.html>

7.4.2-18) 「宅地液化化等復旧支援事業」（富山県 HP）

<https://www.pref.toyama.jp/1507/bousaianzen/bousai/jishin/takuchiekijoka/takuchiekijoka001.html>

7.4.2-19) 「液化化被災宅地等復旧支援事業」（新潟市 HP）

https://www.city.niigata.lg.jp/shisei/tokei/kaihatsuseibi/ekijoka_takuchi/machisuiekijoka_seido.html

7.4.2-20) 「石川県住宅耐震化促進事業」（被災住宅向けの耐震化補助）（石川県 HP）

https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kenju/taishinportal/taishin_hojo.html

7.4.2-21) 「被災住宅の耐震化支援制度」（富山県 HP）

7.4.3 災害公営住宅の供給に向けた動き

災害公営住宅は、自力では住宅を再建・確保することが困難な世帯を対象として整備される。この供給にあたっては、可能な限り過不足のない戸数を供給することが求められることから、被災した住民の住まいの再建意向を適切に把握した上で、供給戸数の検討、用地の選定・確保、設計・施工等を進めていく必要がある。

また、公営住宅ストックの新たな建設に際しては、公営住宅等長寿命化計画等における既存住宅ストックの位置づけや将来における住宅需要の見通しを踏まえ、公営住宅ストックの中長期的なマネジメントの視点も確保することが望ましい。被災自治体の復興まちづくりや既存市街地・集落等との関係性についても配慮する必要があり、都市計画マスタープラン、立地適正化計画といった関連計画との整合性についても検討することが望まれる。

これらの円滑な実施を支援するため、国土交通省住宅局では直轄調査「住まい・集落等の復旧に係る検討業務」を実施しており、国総研及び建研は、この直轄調査業務において技術指導の形で参画している。なお、復興まちづくりについては、国土交通省都市局が直轄調査を実施しており、住宅局の直轄調査と連携している。

各市町においては、災害公営住宅の供給について参考とするための意向調査等が進められており、主な調査項目は以下のとおりである。

- ・世帯の基本属性 : 世帯主の年齢、性別、世帯構成、就業状況 等
- ・従前状況・被災状況 : 被災前の住宅の所在地や、建物の構造、建て方、延床面積、階数、住宅の所有の関係（持家、借家など）、住宅の被害の程度 等
- ・現在の住居 : 現在の住所、住まいの種類 等
- ・今後の住まいの再建意向 : 希望する場所、住宅タイプ、入居予定人数、立地 等

意向調査にあたっては、調査項目の検討、調査票の設計において技術的助言を行うとともに、7.4.1や7.4.2で示した支援制度をわかりやすく取りまとめて、参考資料として添付している。これにより、市町による住民意向の把握を支援するとともに、被災者が住まいの再建方法等を具体的に検討することを支援している。

このほかにも、直轄調査においては、以下等の支援を幅広く行っている。

- ・過去の災害公営住宅の整備事例に係る情報提供・事例紹介（災害公営住宅整備と一体的に実施する他の事業との組み合わせ事例等を含む）
- ・災害公営住宅用地を選定する際の考え方の整理
- ・想定される用地における災害公営住宅整備のボリュームスタディ
- ・災害公営住宅の供給に係る事業収支や家賃額のシミュレーション
- ・集落移転に係る手法の検討およびスタディ
- ・市街地における面的整備と連携した形での災害公営住宅供給可能性の検討
- ・住まいの再建に向けた、復興まちづくりに関する検討等と連携した形での検討

なお、災害公営住宅の供給に向けた動きの先行的な例としては、たとえば氷見市において42戸（2

つの敷地にそれぞれ 21 戸) の災害公営住宅を供給することが予定されている^{7.4.3-1)}。

参考文献

7.4.3-1) 「氷見市記者会見資料「令和 6 年 9 月氷見市議会定例会 補正予算(案)の概要について」
(氷見市 HP)

https://www.city.himi.toyama.jp/material/files/group/1/newsrelease20240903_dessatu.pdf

7.5 まとめ

本章では、令和 6 年 8 月末時点(一部データは 9 月当初時点)における、住まいの再建や地域の復興に関するデータを整理し、住まいの再建等に係る検討動向を速報として紹介した。以下にまとめを示す。

- ① 被災した地域は、高齢化や人口減少、世帯減少のスピードが全国平均よりも速い自治体が多く、過去の大規模災害における被災自治体よりも、人口減少および世帯減少がさらに進行している。特に被害の大きい奥能登の自治体では、高齢単独世帯や高齢夫婦のみ世帯の比率が全国平均よりも高く、2050 年人口が 2020 年人口の 5 割未満となることが予想されていたが、今回の地震でこの傾向がさらに加速化することが懸念される。
- ② 被災自治体の住宅ストックの大半は木造・戸建て住宅であり、高齢者世帯の居住する住宅延べ面積は 150 m² 以上の大規模住宅が占める割合が高い。建築時期は築 30 年の比較的古い住宅が多く、被害の特に大きい奥能登の自治体では 1980 年以前の住宅の割合が 5 割を超えていた。空き家率も高い自治体が多く、特に売却用や賃貸用ではない「その他の空き家」の割合が高い。一方で、賃貸用の空き家の割合は全国平均よりも低く、応急仮設住宅の整備に際して、被災自治体内での賃貸型応急住宅の供給は難しい状況にあったことが推察される。
- ③ 被災自治体の住まいの復興を担う建築技師についてみると、被災市町村の 6 割以上が人口規模 5 万人未満の小規模自治体であり、建築技師がいない、又は、非常に少ない状況である。
- ④ 今般の地震では、電力、上水道等の被害もあった。被害地域全域での電力の復旧には約 2 ヶ月、上水道の復旧には(早期復旧が困難な地区を除いて)約 5 ヶ月を要した。
- ⑤ 石川県内の 1 次避難所は、1 月 4 日朝に最大の避難者数約 3.4 万人を超え、1 月初めの避難所開設数は最大 400 カ所を超えた。発災から約 8 ヶ月が経過した 9 月 5 日時点でも、約 600 人が避難所暮らしを余儀なくされている。
- ⑥ 応急仮設住宅については、石川県内において建設型応急住宅が供与された。8 月 27 日現在で能登地域を中心に 4 市 6 町で合計 6,772 戸(181 団地)の建設に着手しており、うち 5,925 戸(151 団地)が完成し、被災者に供与されている。第一段階として、公有地に従来型(プレハブ等)で迅速な供給が行われ、第二段階として、まちづくりや集落再生の観点からみた適地に恒久住宅としての利用を想定した木造型(まちづくり型、ふるさと回帰型)の供給が行われている。一方、賃貸型応急住宅は、新潟県、富山県、石川県で供与されている。石川県内の入居決定戸数は 8 月 20 日時点で 4,327 戸である。
- ⑦ 住宅の復旧・再建に向けて、過去の大規模災害の場合と同様、被災住宅の応急修理、公費解体制度、住宅再建のための給付・融資制度、災害公営住宅の供給等の各種支援制度が用意されている。住まいの自力再建(建設・購入、補修、賃借)に対して支援金を支給する被災者生活再建支援制

度については、石川県、富山県、新潟県の3県64市町村で制度の適用があるが、石川県や富山県では、共通的な支給額に県や一部の市町が上乘せする形での独自の支援を行っている。

- ⑧ 自力では住宅を再建・確保することが困難な世帯を対象とした災害公営住宅の整備に向けた検討も進められており、住宅局直轄調査において国総研及び建研が技術的支援を行っている。各市町においては、災害公営住宅の必要戸数の算定などの参考とするための意向調査が進められており、また、意向調査と平行して、建設用地の検討や候補用地における災害公営住宅整備のボリュームスタディ等が行われている。

なお、応急的な住まいの供与は今後も進められ、また、災害公営住宅をはじめとする住まいの再建に係る検討は今後本格化していくことから、応急的な住まいに関する詳細な分析結果や、直轄調査で実施した意向調査、災害公営住宅等の供給計画・整備手法等の検討成果については改めて報告する予定である。